

添付文書

作成年月日 2002年 9月10日 (新様式第1版)
改訂年月日 2006年 3月31日 (第2版)
改訂年月日 2008年 3月21日 (第3版)
改訂年月日 2014年 12月18日 (第4版)

届出番号 13B2X00206000054

医療用品 6 視力表及び色盲検査表
一般名称 視力表及び乱視表 コード No16800000
一般医療機器 (クラスⅠ)

販売名 中泉式視力表照明装置

【警告】

- ① 本品を曲げ、切削、打刻等二次加工は絶対にしない事
- ② 電源として100V40w使用します、医用電気器機の使用上の注意事項にしたがってご使用ください。

【形状、構造及び原理】

本器は視力表を両側から蛍光灯で照明する視力表照明装置です。

本体 430×820×215mm
AC100V. 0.4A



【使用目的又は効果】

視力の測定
(視力の測定時、視力表を照明する)

100V20W 蛍光灯 2本使用
視力表照度 80～320Cd/m

【使用方法】

- (1) 本器より被検者まで5m(3m)の位置に配置します
- (2) 本体の電源コードを接続し本体のスイッチを入れますと両側の照明灯が点灯いたします。
- (3) 大きな視標から順次示して答えられる最小の値が視力値になります。

【使用上の注意】

- (1) 本器は医師等医療に精通した者のみを使用するようにして下さい
- (2) 電源、アース等の接続を確実にしてください。
- (3) 検査距離を確認してください。
- (4) スイッチ等機器が正常かつ安全なことを確認してください。
- (5) 本器は水のかからない、又腐食性ガス、発火性ガスのない場所でご使用ください。
- (6) 常温、常湿、明室で直射日光はさけてご使用下さい
- (7) 本器の使用中は器機全般及び患者に異常が無い事を常に監視する。
- (8) 器機及び患者に異常が有った場合には患者に安全な状態で器機を止めるなどの適切な措置を講ずること。
- (9) ご使用後スイッチの消し忘れにご注意ください。
- (10) 視力表が汚れたり、焼けたりした場合は交換して下さい。

【保管方法及び有効期間】

常温、常湿、明室で直射日光はさけて保管して下さい。
使用期間は特にありませんが、6年をめどにして下さい
視力表は3年程度で交換して下さい。

【保守・点検に係る事項】

- ① 器機及び部品は定期点検を行う事
- ② 本器をしばらく使用しなかった場合、使用前に安全かつ、正常に動作することを確認して下さい。
- ③ 電球等、交換部品は弊社指定の品をご使用ください。
- ④ 故障、破損、汚れ等ありましたら、修理して下さい。

【包装】

一台単位

【主要文献及び文献請求先】

氏名 株式会社 半田屋商店
住所 〒113-0033 東京都文京区本郷3-37-4
電話 03-3811-0087
FAX 03-3818-9695

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

株式会社 半田屋商店
〒113-0033
東京都文京区本郷3丁目37番4号
TEL 03-3811-0087
FAX 03-3818-9695